

目都建第796号

平成30年9月21日

東京建築士会 目黒支部

会長 伊藤 正人 様

目黒区 都市整備部

建築課長 三吉 英郎

補強コンクリートブロック塀等の扱いについて（依頼）

清涼の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、目黒区の建築行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府北部地震において、2名の方が塀の下敷きになり亡くなられるという痛ましい事故が起きました。目黒区では塀の安全性について、ホームページ・区報・町会回覧等で、所有者の方への注意喚起を行ってきたところです。

建築物に付属する塀については建築物と規定されており、補強コンクリートブロック塀等については、新築等の建築行為に際して、既存の塀を再利用する場合においても、現在の建築基準法に適合させる必要があります。設計の際はご配慮いただきますようお願いいたします。

また、貴団体で開催される相談会におきまして、区民から補強コンクリートブロック塀等の相談があった場合は、ご対応いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

その他ご不明な点があれば、目黒区までお問合せください。

以 上

担当 都市整備部建築課構造指導係

金澤、白石、中村

電話 5722-9647

(直通電話)